# 基幹エネルギーインフラの道路制度上の位置付けについて

# <当研究会の検討で目指すところ>

道路の機能は時代の要請に応じて高度化してきた。現在、新たな基幹エネルギーインフラ整備の可能性が出てきていることを踏まえ、当該エネルギーインフラの特性を踏まえつつ、過去の高度化の過程において行われてきた位置付けを参考に、当該エネルギーインフラに適用する場合の考えられる課題を整理する。

課題整理に当たっては、関係プロジェクトが具体化していない段階である ことから、考えられる対応パターンを列挙し、考えられる効果と課題を整理 するものとする。

本日の研究会においては、

- ・他に整理しておくべき対応パターンがあるか
- ・課題(事務局案)について修正すべき点・ご指摘・付け加えるべき点等についてご意見を賜りたい。

図表 時代の要請と道路の機能の高度化の推移

|   | 時代                       | 要請される道路機能                      |
|---|--------------------------|--------------------------------|
|   | 近代以前                     | 通行機能・空間機能                      |
|   | ガス・電力・上下水道の普及            | 配電・ガス供給・上下水道収容機能               |
|   | 情報化の進展                   | 基幹光ファイバー網収容機能                  |
| 7 | 新たな基幹エネルギーネットワークの<br>実用化 | 基幹エネルギーネットワーク収容機能を<br>位置付けられるか |

# ○ 考えられる位置付けと課題(素案)

# 位置付け案1「道路占用物件」

### <事例>

電気・ガス・上下水道の普及に伴い、沿道家屋等への供給のための配管配線 については占用を原則的に許可(基準を満たすことを条件に)している。

### <基幹エネルギーインフラへの適用>

現在沿道家屋等への配管配線に与えられている占用許可の位置付けを、基幹 エネルギーインフラについても与えることは出来ないか。これによって、現 在一般道に誘導している行政運用を、(基準を満たすことを条件に)高速道 路への占用を積極的に認めることは出来ないか。

#### <課題>

沿道家屋等への配管配線に帯する占用許可の位置付けに際しては、これらの 配管配線が有する無余地性・公共性が背景となっている。基幹エネルギーイ ンフラについても、これに類する整理が必要。その際、無余地性について、 経済性や整備のスピードの点から高速道路敷地に変わるものが無い、といっ た解釈は出来ないか。

# 位置付け案2「兼用工作物」

# <事例>

高度情報通信社会推進のため、商用の基幹光ファイバー網と公共施設(ここでは道路)管理用等の光ファイバー網を兼ねる光ファイバーケーブルを「兼用工作物」として一体整備、基幹光ファイバー網整備のコスト低減、工期短縮を図った。

### <基幹エネルギーインフラへの適用>

基幹エネルギーインフラを「兼用工作物」として位置付け、これによって光 ファイバー網整備時と同様のコスト低減、工期短縮を図ることができないか。

## <課題>

占用物件に比べてコスト低減・工期短縮が図られやすい仕組みであるが、兼 用工作物たるためには、当該エネルギーインフラが道路管理上も必要な施設 として位置付けられることが必要。基幹ガスパイプライン、超伝導送電線と もに現在のところ道路管理分野での利用事例は無く、従って道路法に例示も されていない。今後の利用の可能性から道路管理上の必要性を説明できない か。

# 位置付け案3「道路そのもの」

### <事例>

道路管理の高度化に伴って、「道路情報管理施設」が、

電線類の地中化の推進のために「共同溝」「電線共同溝」が、

渋滞対策の推進等のために「自動車駐車場又は自転車駐輪場」が、

それぞれ「道路の付属物」に位置付けられ、道路管理者によって整備が進め られている。

# <基幹エネルギーインフラへの適用>

基幹エネルギーインフラを道路そのものとして位置付け、道路事業として整備を進められないか。道路管理者が計画・整備に当たることにより、確実な整備、工期短縮が図られるのではないか。

#### <課題>

これまで(道路情報管理施設、共同溝・電線共同溝、駐車場・駐輪場)の道路付属物への位置付けは、もともとの道路法にある道路付属物の定義「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物」の定義の中に収まるものであり、道路の定義の拡張を要するものでは無かった。

道路が現状で既にエネルギー輸送空間としての機能を発揮していること、及び道路の機能高度化のさらなる可能性が出てきていることに鑑み、道路の定義の拡張を図ることは出来ないか。

なお、基幹エネルギーインフラを道路施設として位置付ける場合、当該インフラを元々所管している法令(ガスパイプライン→ガス事業法等、超伝導直流送電線→電気事業法等)との関係を整理する必要があると想定される。